

事 務 連 絡

令和 5 年 5 月 1 2 日

保護者の皆様へ

青梅市こども家庭部こども育成課長

加 藤 博 之

保育所等における登園のめやすについて

日頃から、本市の保育行政に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。また、各御家庭において実施いただいている新型コロナウイルス感染拡大防止対策に対しまして、重ねて感謝申し上げます。

先日、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の登園のめやすについて通知しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5月8日から5類感染症に移行されたことに伴い、こども家庭庁より保育所等における新型コロナウイルスへの対応について通達がありましたので、それを踏まえ再度、「登園のめやす」などについてお知らせします。

記

1 登園のめやすについて

新型コロナウイルス感染症に感染した場合の登園停止期間は、発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまでとします。（無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること。）

2 濃厚接触者の取扱いについて

5月8日以降、濃厚接触者の特定は行いません。同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合であっても、感染が確認されていない園児については、登園可能です。

3 家庭内における対応について

感染拡大予防の観点から、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理に登園せず自宅で休養をとるようご協力ください。

以 上

<問合せ先>

青梅市こども家庭部こども育成課保育・幼稚園係、施設給付係

2 2 - 1 1 1 1 （内線） 2 1 4 7 ~ 2 1 4 9